

あした コープ未来の森づくり基金

「2027年度 小額助成」募集要項

はじめに

コープ未来（あした）の森づくり基金では、レジ袋をご購入されなかった組合員さん一人につき0.5 円が基金に積み立てられることにより、北海道の森づくりをすすめる活動に取り組んでいます。

基金では、北海道の森づくりをすすめる団体の植樹・育樹・森林体験・林産物の活用などの活動を支援するために「未来（あした）の森づくり助成制度」を設けました。以下の説明をお読みいただきご応募下さい。

1. 助成対象案件

広く北海道の森づくりをすすめることを目的とし、植樹・育樹・森林体験・木工作・林産物の利用など、多様な森づくり活動や木育活動をおこなっている団体を対象とします。

2. 助成応募資格

1. 北海道内を活動エリアとする団体（民間企業・大学の非営利活動を含む）
2. 運営規約、代表者および所在地が定まっていること
3. 活動実績が1年以上であること

3. 助成活動期間

2027年4月1日～2028年3月31日とします。

4. 助成金額等

1団体あたり上限10万円を助成します。2027年度は15団体程度を募集します。

5. 助成要件

助成金の使途は、森づくり活動や木育活動を主体とした団体活動の活性化を目的として使用して頂きます。

注意／以下の活動は助成の対象外です。

- ・ 研究機関における研究費の補填、教育機関による授業の一環としての活動費
- ・ 行政などが行う住民サービス、行政からの申請
- ・ 営利事業や政治的・宗教的活動
- ・ 委託部分が多く、申込団体が主たる実施団体と認められない活動

※複数年の連続助成についての回数制限はありませんが、連続して申請する場合には、新たな取り組みや発展的な取り組みであることが望まれます。従来の活動と同様

の事業申請の場合は、新たな団体へ支援を広げる立場から、評価・優先順位が低くなることをご留意ください。

6. 公表と訪問

1. 成果の公表

助成案件の成果および経過についてコープさっぽろホームページ、マスコミ等で公表することがあります。また、本基金の発表会や講演会、プロモーション活動等で協力をお願いする場合があります。

2. 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体が助成案件の推進およびその成果を独自に对外公表する際には、本基金から助成を受けた旨を明示していただきます（例：本事業（行事）はコープ未来の森づくり基金2027年度小額助成を受けて実施します）。

3. 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、現地を訪問させていただく場合や、コープさっぽろ組合員の学習活動の一環として、現地見学の要請や企画協力をお願いをする場合があります。

7. 応募手続き

(1) 応募締め切り

2026年9月30日（水）

(2) 申込方法

以下の申込書・資料をご提出下さい。

- ① 申込書 ：専用申込フォームより送信
- ② A～D 関連資料 ：専用申込フォームより申し込み後、事務局より届く確認メールへ返信ください。

- A、小額助成団体概要（コープさっぽろホームページからダウンロード）
- B、団体の運営規約・所在地・代表者を示す資料
- C、団体の活動実績を説明する資料
- D、今後の活動を示す資料（活動予定地の位置図及び当基金からの助成により今後の活動がどのように広がっていくかなども記載してください）

(3) 申込書類に関する注意事項

- 1. 「助成金申込書」は、専用の申込フォームにて送付いただきます。
- 2. 「小額助成団体概要」は、ホームページよりダウンロードしてください。
- 3. その他の提出資料（上記A～D）は、PDF等の電子データでご提出ください。各ファイルのファイル名には、「A_団体概要」「B_運営規約」のように、それぞれの項目記号（A, B, C, Dなど）と内容を付記してください。郵送でのご提出をご希望の場合は、事前に事務局までご連絡ください。
- 4. 一度提出いただいた申込書の差し替えはできません。

5. 申込書類の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、受付を見合わせる場合があります。

(4)助成金の支払い

1. 助成金の決定の案内は申込者に直接行います。
2. 助成金の支払は2027年3月末日までに指定口座に振込みます。

(5)支払までのスケジュール

1. 8月1日～9月30日 募集
2. 10月1日～12月上旬 審査
3. 12月中旬 運営委員会決定
4. 12月末日まで 審査結果通知
5. 2027年3月（予定） 助成金贈呈式
6. 3月末日まで 振り込み

8. 選定方法

(1) 選定プロセス

案件の選定に際し、学識経験者など外部の有識者と運営委員で構成される『コープ未来の森づくり基金助成制度審査委員会（以下審査委員会）』を設置します。

審査委員会は審査委員会規定に基づき、応募団体、内容の審査を行い、助成対象を運営委員会に推薦します。運営委員会はこの推薦に基づき、助成対象を決定します。

審査は以下の項目について、申込案件に応じて総合的に選定いたします。

- A. 助成対象案件との合致度・申込案件テーマと活動内容の整合性
- B. 専門性(独自性や新規性など)
- C. 社会貢献度合(基金目的への貢献度など)

なお選定にあたっては、上記の項目に加えて、団体の財務状況や他財源の状況を踏まえた「当基金からの助成の必要性」や、「コープさっぽろとの連携・協働の可能性」についても総合的に考慮いたします。。

(2) 選定結果の通知・開示

1. 選考結果は2026年12月末日までに、ご応募いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。
2. 選定された案件は、コープさっぽろホームページ上で公表します。

(3) 個人情報の取り扱い

当基金は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申込者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

① 個人情報の利用目的

申込者から当基金に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的

で利用いたします。

(ア)助成案件の選定および助成実施のため

(イ)セミナー、交流会など当基金主催のイベントへのご案内ため

(ウ)その他上記業務に関連・付随する業務のため

② 個人情報の提供

(ア)当基金は、申込者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申込者より提供いただいた個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

9. 報告の義務

1. 助成期間終了後1ヶ月以内（2028年4月30日まで）に、所定の報告書と添付資料をEメールにて提出していただきます。
2. 所定の報告書には助成を受けたことによる具体的な成果や今後に期待できる点などの必要事項を記入し、活動写真や会計資料（領収書のコピー添付）を添付してください。資料はPDF化して送信ください。PDF化できないものは郵便あるいは宅配便で送付ください。
3. 助成金に残余が生じた場合、残余分はコープ未来の森づくり基金に返還するものとします。
4. 以下のような場合には助成金の返還を求めることがあります。
 - a. 受給した助成金を使用しなかった場合
 - b. 助成金申込書記載の活動予定と実際の活動内容が著しく相違した場合
 - c. その他、受給者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき

10. お問い合わせ

（申込書類の提出・お問合せ先）

生活協同組合コープさっぽろ
環境推進グループ 担当：増野
Email: csapmori@sapporo.coop

